

東京税経新人会規約 (2012年7月14日改正、2015年7月11日一部改正)

(名称)

第1条 この会は東京税経新人会（以下「本会」と言う）という。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、東京都中野区東中野4丁目2番地10号 菊鹿産業ビル2階に置く。

(目的)

第3条 本会は、憲法にもとづく国民の権利を擁護する立場から、税制・税法・税務行政および会計学・会計実務等に関する研究を行いあわせて会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前記の目的を達成するために次の事業を行う。

- 一 税制・税法・税務行政および会計学等に関する理論と実務の調査研究
- 二 研究会・討論会・講演会の開催
- 三 会報の発行および前2項の成果の発表と刊行
- 四 旅行・観劇・ゴルフその他親睦のための厚生事業
- 五 その他第3条の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第5条 本会の会員は、正会員および特別会員とする。

2 正会員は、税理士、公認会計士等（以下「資格者」という）および税法・会計学の理論と実務に関心を持つ者とする。

3 特別会員は、東京税経新人会に対し特別に貢献した者で、幹事会の推薦を得た者とする。

4 本会は、各地域別にブロックを置き、会員は、第3条の目的達成のための諸活動に参加する。

(全国協議会への加盟)

第6条 本会は、税経新人会全国協議会に加盟する。

(会員の権利義務)

第7条 本会の会員の権利義務はすべて平等とする。

- 一 会員は本会が行うすべての事業活動に参加する権利を有する。
 - 二 正会員は毎年の会費を納める義務を有する。
 - 三 正会員は本会の役員の選挙権及び被選挙権を有する。
- 2 特別会員は、第一号の権利のみを有するものとする。

(入会)

第8条 本会への入会希望者は、入会金をそえて入会届を提出し、常任幹事会の承認を受けなければならない。

(入会金および会費)

第9条 本会の入会金および会費は次のとおりとする。

- 一 入会金は1,000円とする。
- 二 会費は月額3,000円とする。なお、入会から2年間に限り本人の申請があった場合は、月額2,000円とすることができる。
- 三 会費の納入は次のとおりとする。
 - イ 会費の納入は原則として年1回6月中とする。退会者の納入済みの会費返却は月割計算（1ヶ月未満切捨）とする。
 - ロ 分割納入希望者は第1期（6月～9月）、第2期（10月～1月）、第3期（2月～5月）の3回とする。

ハ 新入会員の会費は、月割計算（1ヶ月未満切捨）とする。

（資格喪失）

第10条 会員は次の理由によって資格を喪失する。

一 退会

二 死亡

（退会）

第11条 本会を退会しようとする者は、文書による退会届を会長宛に提出しなければならない。

2 幹事会は次の事由が生じた場合、その決議によって、会員を退会させることができる。

一 会費を1年以上滞納したとき

二 会の目的に反する行為があったとき

（役員）

第12条 本会には、次の役員をおく。

会長1名、副会長4名、事務局長1名、幹事20名以上、会計監査2名

2 幹事の定数は毎年4月1日の会員数に応じて常任幹事会の決議によりこれを定める。

（選任）

第13条 役員を選任は総会で行う。

（任務）

第14条 会長は、会を代表して常任幹事会及び幹事会を主宰する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

3 事務局長は、本会の事務全般及び経理を統括し、全国協議会、各種関連団体との連絡調整にあたる。

4 幹事は、会務の執行に参画し、各部局の担当の任にあたる。

5 会計監査は、会計を監査し、総会においてその結果を報告する。

（任期）

第15条 役員任期は1年とする。但し、再任をさまたげない。

（総会）

第16条 定期総会は毎年1回会計年度終了後2ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、幹事会が必要と認めたととき、又は会員の三分の一以上から要求があった時、これを開催する。

（総会の成立要件）

第17条 総会は、開催日現在における会員数の過半数の出席をもって成立する。

2 総会の出席は他の会員に対する委任状をもって替えることができる。

（総会の決議事項）

第18条 総会における決議事項は、次の通りとする。

一 会務報告及び決算の承認

二 会務計画及び予算の承認

三 役員を選任

四 規約の改正

五 その他総会が必要と認めた事項

2 総会の決議は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

（幹事会）

第19条 幹事会は会長、副会長、事務局長及び幹事をもって組織する。

2 幹事会の開催は、次の通りとする。

イ 3回（7月、1月、6月）

ロ 会長が必要と認めたとき

ハ 幹事の三分の一以上の要求があった場合

3 幹事会は、定数の三分の一以上の出席で成立し、決議は出席者の過半数で決する。

可否同数のときは、議長が決する。

4 幹事会は会務運営につき、会長が定めた事項を処理する。

〔常任幹事会〕

第20条 幹事会に常任幹事会を設け、会長、副会長、事務局長、各部長及び会長が必要と認めた者をもって構成する。

2 常任幹事会は、月1回及び会長が必要と認めた場合に開催する。

3 常任幹事会は、定数の二分の一以上の出席で成立し、議決は出席者の過半数で決する。

可否同数のときは、議長がこれを決する。

4 常任幹事会は、総会で承認を受けた会の運営に関する事項、幹事会の委任事項、その他会務運営につき会長の定めた事項を処理する

〔会務の分掌〕

第21条 幹事会に次の専門部を設け任務を分掌する。

一 広報部

二 組織部

三 研究部

四 機関誌部

五 厚生部

六 会計部

七 青年部

2 幹事会が必要と認めた委員会

〔事務局〕

第22条 本会に事務局を置き、会員管理、事務管理、会計、渉外を担当し、1名を事務局長とする。

〔会計期間〕

第23条 本会の会計期間は、毎年6月1日から翌年5月31日までとする。

〔経費〕

第24条 本会の経費は、入会金、会費、寄付金、その他の収入をもってまかなう。

〔予算及び決算〕

第25条 幹事会は、定期総会に前年度の決算報告書及び当年度の予算案を提出して、その承認を受けなければならない。

〔監査〕

第26条 前条の決算報告書は、会計監査の承認を受けなければならない。

〔細則〕

第27条 この規約を実施するために必要な細則は幹事会で決め、総会の承認を経るものとする。

本規約は2007年7月14日の定期総会にて全文改正され、翌日より実施する。

〔附則〕

1 本規約改正に伴い、最初の事務局長の選任は、2007年7月開催の第1回幹事会において選出する。

2 本規約改正時現在のB会員の会費は、旧規約に基づく残存期間につき、旧会費により計算し、納入する。